

令和2年9月2日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室長 角井 伸一

室長補佐 鷹中 康博

担当係 安全衛生第一係（内線 7662、7660）

（代表電話） 03（5253）1111

（直通電話） 03（3595）3147

令和元年「労働安全衛生調査（労働環境調査）」の概況

目 次

調査の概要	1 頁
結果の概要	4 頁
【事業所調査】	
1 GHSラベル、安全データシート（SDS）に関する事項	4 頁
2 化学物質におけるリスクアセスメントに関する事項	7 頁
3 有害業務に関する事項	8 頁
【個人調査】	
1 健康に影響を与えるおそれのある業務に関する事項	10 頁
2 化学物質に関する事項	12 頁
【ずい道工事現場調査】	
1 粉じん抑制対策に関する事項	14 頁
2 粉じん測定に関する事項	15 頁
主な用語の説明	16 頁

調 査 の 概 要

1 調査の目的

本調査は、危険有害業務の拡大、労働態様の変化及び労働環境の変化等の労働者への影響を把握し、快適な職場環境の形成を含めた今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とすることを目的とするものである。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）による「鉱業，採石業，砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」（電気業に限る。）、「運輸業，郵便業」（道路貨物運送業に限る。）、「学術研究，専門・技術サービス業」（獣医業に限る。）、「生活関連サービス業，娯楽業」（洗濯業に限る。）、「医療，福祉」（病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附帯するサービス業に限る。）※、「サービス業（他に分類されないもの）」（廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。）

※「医療，福祉」のうち、「健康相談施設」は本調査における「有害業務」を行っていないことが明らかであったため、調査対象外とした。

(3) 事業所

事業所母集団データベース（平成 29 年次フレーム）の事業所を母集団として、上記(2)に該当する産業で常用労働者 10 人以上を雇用する民営事業所（管理・事務部門のみをもって構成する事業所を除く）のうちから、産業、事業所規模別に層化して無作為に抽出した約 12,500 事業所

(4) 個人

上記(3)の事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者のうちから無作為に抽出した約 15,000 人

(5) ずい道工事現場

「建設業」（ずい道建設工事に限る。）に属する労働者災害補償保険の概算保険料が 160 万円以上又は工事請負金額が税抜き 1 億 8,000 万円以上（保険関係成立年月日が平成 27 年 3 月 31 日以前の工事現場については、税込み 1 億 9,000 万円以上）のすべてのずい道工事現場、約 300 工事現場

3 調査の対象期間

原則として令和元年 9 月 30 日現在とした。ただし、一部の事項については過去 1 年間（平成 30 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日）又は過去 3 年間（平成 28 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日）を対象とした。

4 調査事項

(1) 事業所調査

企業及び事業所に関する事項、GHS ラベル及び安全データシート（SDS）に関する事項、化学物質に関するリスクアセスメントの実施状況、有害業務従事労働者の健康管理に関する事項、作業環境測定に関する事項、アスベストに関する事項、粉じん作業の作業環境等に関する事項、特定化学物質を製造又は取り扱う業務の作業環境等に関する事項、有機溶剤業務の作業環境等に関する事項、放射線業務等の作業環境等に関する事項

(2) 個人調査

労働者の属性に関する事項、健康に影響を与えるおそれのある業務に関する事項、有機溶剤に関する事項、化学物質に関する事項

(3) ずい道工事現場調査

工事現場に関する事項、工事現場の作業環境に関する事項、粉じん抑制対策に関する事項、粉じん測定に関する事項

5 調査の方法

(1) 事業所調査

厚生労働省が直接、調査票を調査対象事業所へ郵送し、調査対象事業所において記入した後、厚生労働省に郵送又はインターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）により提出する方法により実施した。

(2) 個人調査

厚生労働省が直接、調査票を個人調査の対象となった事業所へ郵送し、当該事業所が抽出要領に基づき、調査対象労働者を抽出して調査票を配布し、調査対象労働者が自ら調査票を記入し、封緘した後に、事業所がまとめて厚生労働省へ郵送又は調査対象労働者がインターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）により提出する方法により実施した。

(3) ずい道工事現場調査

厚生労働省が直接、調査票をずい道工事現場を統括管理する調査対象事業所へ郵送し、調査対象事業所において記入した後、厚生労働省へ郵送又はインターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）により提出する方法により実施した。

6 集計・推計方法

産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出した。

7 調査の機関

厚生労働省一報告者（事業所調査及びずい道工事現場調査）

厚生労働省一調査対象事業所一報告者（個人調査）

8 有効回答率

事業所調査	:	調査対象数 12,511	有効回答数 7,371	有効回答率 58.9%
個人調査	:	調査対象数 15,265	有効回答数 7,394	有効回答率 48.4%
ずい道工事現場調査	:	調査対象数 295	有効回答数 277	有効回答率 93.9%

9 調査結果利用上の注意

(1) 表章記号について

① 「0.0」は、該当する数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たない場合を示す。

② 「-」は、該当する数値がない場合を示す。

③ 「…」は、上記以外で数値がない場合、又は、数値を表章することが適当でない場合を示す。

④ 「*」印のある数値は、調査対象数が少ないため利用上注意を要する場合を示す。

- (2) 構成比は四捨五入しているため、その合計が100.0%にならない場合がある。
- (3) 「事業所規模」は、調査対象事業所において雇用する常用労働者と同事業所において受け入れている派遣労働者の合計人数により区分している。
- (4) 事業所調査及び個人調査は、対象となる産業が平成26年調査と異なるため、公表値では比較できないことから、比較できるように両年に共通する産業で集計した数値を参考として掲載している。

平成26年調査	令和元年調査	参考で集計した産業
鉱業，採石業，砂利採取業	鉱業，採石業，砂利採取業	鉱業，採石業，砂利採取業
建設業	建設業	建設業
製造業	製造業	製造業
電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業 (<u>電気業に限る。</u>)	電気業
運輸業，郵便業 (<u>道路貨物運送業に限る。</u>)	運輸業，郵便業 (<u>道路貨物運送業に限る。</u>)	運輸業，郵便業 (<u>道路貨物運送業に限る。</u>)
不動産業，物品賃貸業 (<u>物品賃貸業に限る。</u>)	—	—
—	<u>学術研究，専門・技術サービス業（獣医業に限る。）</u>	—
生活関連サービス業，娯楽業 (<u>洗濯・理容・美容・浴場業に限る。</u>)	生活関連サービス業，娯楽業 (<u>洗濯業に限る。</u>)	洗濯業
—	<u>「医療，福祉」（病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附帯するサービス業に限る。）</u> ※	—
サービス業(他に分類されないもの)(<u>廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。</u>)	サービス業(他に分類されないもの)(<u>廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。</u>)	サービス業(他に分類されないもの)(<u>廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。</u>)

※「医療，福祉」のうち、「健康相談施設」は本調査における「有害業務」を行っていないことが明らかであったため、調査対象外とした。

- (5) ずい道工事現場調査は、対象となる業種が平成26年調査と異なるため、公表値では比較できないことから、比較できるように平成26年調査の個票から「ずい道工事現場」のみを集計した数値を参考として記載している。

結果の概要

【事業所調査】

1 GHSラベル、安全データシート(SDS)に関する事項

(1) 化学物質の取扱い状況

労働安全衛生法(以下「法」という。)第57条に該当する又は法第57条の2に該当する化学物質を取り扱っている事業所の割合は17.8%となっており、化学物質を製造している事業所の割合は0.5%、商品として譲渡・提供している事業所の割合は0.9%、使用している事業所の割合は17.4%となっている。

また、法第57条に該当しないが、危険有害性がある化学物質(GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく化学物質をいう。以下同じ。)又は法第57条の2に該当しないが、危険有害性がある化学物質を取り扱っている事業所の割合は11.1%となっており、化学物質を製造している事業所の割合は0.3%、商品として譲渡・提供している事業所の割合は0.6%、使用している事業所の割合は10.8%となっている。(第1表)

第1表 化学物質の取扱いの有無及び取扱い状況別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計 ^{注)}	該当する 化学物質を 取り扱って いる	(複数回答)			該当する 化学物質を 取り扱って いない	該当する 化学物質を 取り扱って いるかどう かわからない
			化学物質を 製造して いる	化学物質を 商品として 譲渡・提供 している	化学物質を 使用して いる		
労働安全衛生法第57条に該当する 又は第57条の2に該当する化学物質 (産業計)	100.0	17.8	0.5	0.9	17.4	76.6	2.4
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	15.2	1.1	2.6	11.6	79.7	-
建設業	100.0	9.6	-	0.3	9.4	87.1	1.4
製造業	100.0	30.3	1.2	1.6	29.6	63.2	2.8
電気・ガス・熱供給・水道業(電気業に限る。)	100.0	64.3	0.7	0.7	64.3	33.8	1.4
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る。)	100.0	2.1	-	0.6	1.5	95.1	1.2
学術研究、専門・技術サービス業(獣医学に限る。)	100.0	10.4	-	0.1	10.4	75.2	11.4
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯業に限る。)	100.0	12.8	-	0.1	12.8	80.1	2.8
医療、福祉(病院、一般診療所、歯科診療所及び 医療に附帯するサービス業に限る。)	100.0	7.7	-	-	7.7	84.1	3.4
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理 業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。)	100.0	22.9	0.0	1.5	22.4	69.6	3.4
労働安全衛生法第57条に該当しない又は第57条の2 に該当しないが、危険有害性がある化学物質 (産業計)	100.0	11.1	0.3	0.6	10.8	71.8	3.0
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	9.8	0.5	0.6	8.6	74.1	0.6
建設業	100.0	6.1	-	0.2	5.9	83.4	1.9
製造業	100.0	19.4	0.8	1.1	18.9	58.1	3.7
電気・ガス・熱供給・水道業(電気業に限る。)	100.0	46.8	-	-	46.8	36.4	1.4
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る。)	100.0	-	-	-	-	91.1	1.9
学術研究、専門・技術サービス業(獣医学に限る。)	100.0	8.8	-	0.1	8.8	68.0	12.8
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯業に限る。)	100.0	7.7	-	0.1	7.7	72.9	5.9
医療、福祉(病院、一般診療所、歯科診療所及び 医療に附帯するサービス業に限る。)	100.0	3.6	-	-	3.6	78.2	3.2
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理 業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。)	100.0	15.6	-	1.1	14.9	64.6	3.8

注:「事業所計」には、「不明」を含む。

(2) 化学物質を使用する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況

法第 57 条に該当する化学物質を使用している事業所のうち、すべての化学物質の容器・包装にGHSラベルの表示が行われている事業所の割合は 80.1%となっている。なお、前回調査と共通する産業で集計を行ったところ、71.8%から 80.9%となっており、9.1 ポイント増加した。

また、法第 57 条には該当しないが、危険有害性がある化学物質を使用している事業所のうち、すべての化学物質の容器・包装にGHSラベルの表示が行われている事業所の割合は 75.6%となっている。なお、前回調査と共通する産業で集計を行ったところ、64.8%から 76.1%となっており、11.3 ポイント増加した。(第 2 表)

第2表 GHSラベルの表示状況別事業所割合

(単位：%)

区 分	該当する化学物質を使用している事業所 ¹⁾²⁾		GHSラベルの表示状況				
			すべて表示が行われている	一部表示が行われている	譲渡・提供元に対し、求めた場合には表示が行われている	譲渡・提供元に対し、求めても表示が行われない場合がある	全く表示が行われていない
労働安全衛生法第57条に該当する化学物質 (産業計)	[17.4]	100.0	80.1	12.4	2.8	0.6	2.7
鉱業、採石業、砂利採取業	[11.6]	100.0	77.8	12.3	4.3	-	5.5
建設業	[9.4]	100.0	74.3	12.8	9.8	-	-
製造業	[29.6]	100.0	81.0	13.2	1.8	0.4	2.3
電気・ガス・熱供給・水道業（電気業に限る。）	[64.3]	100.0	84.1	11.5	1.1	-	3.3
運輸業、郵便業（道路貨物運送業に限る。）	[1.5]	100.0	98.5	-	-	-	1.5
学術研究、専門・技術サービス業（獣医学に限る。）	[10.4]	100.0	58.9	12.8	12.8	-	15.6
生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業に限る。）	[12.8]	100.0	81.0	8.3	-	-	5.3
医療、福祉（病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附帯するサービス業に限る。）	[7.7]	100.0	69.2	12.9	-	5.0	12.9
サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。）	[22.4]	100.0	89.2	4.5	3.7	-	1.6
(参考) ³⁾							
令和元年	[19.0]	100.0	80.9	12.3	3.0	0.3	2.0
平成26年	[19.8]	100.0	71.8	15.5	7.3	0.3	5.1
労働安全衛生法第57条に該当しないが、危険有害性がある化学物質 (産業計)	[10.8]	100.0	75.6	16.9	3.5	0.1	2.2
鉱業、採石業、砂利採取業	[8.6]	100.0	79.6	20.4	-	-	-
建設業	[5.9]	100.0	75.3	10.2	9.5	-	-
製造業	[18.9]	100.0	75.4	18.5	2.6	0.0	2.3
電気・ガス・熱供給・水道業（電気業に限る。）	[46.8]	100.0	86.7	10.3	-	-	3.0
運輸業、郵便業（道路貨物運送業に限る。）	[-]	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業（獣医学に限る。）	[8.8]	100.0	62.3	22.7	4.0	-	11.0
生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業に限る。）	[7.7]	100.0	94.4	5.6	-	-	-
医療、福祉（病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附帯するサービス業に限る。）	[3.6]	100.0	65.6	26.3	0.8	-	7.3
サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。）	[14.9]	100.0	81.9	7.8	4.5	0.7	2.5
(参考) ³⁾							
令和元年	[12.0]	100.0	76.1	16.4	3.6	0.1	2.0
平成26年	[18.0]	100.0	64.8	20.5	8.7	0.6	5.5

注:1) []は、全事業所のうち、「該当する化学物質を使用している事業所」の割合である。

2) 「該当する化学物質を使用している事業所」には、「GHSラベルの表示状況不明」を含む。

3) (参考)は、前回(平成26年)調査と比較できるように、共通する産業で集計を行った数値である。

(3) 化学物質を使用する際の安全データシート(SDS)の交付状況

法第 57 条の2に該当する化学物質を使用している事業所のうち、安全データシート(SDS)が譲渡・提供元からすべて交付されている事業所の割合は 72.7%となっている。なお、前回調査と共通する産業で集計を行ったところ、68.2%から 74.5%となっており、6.3 ポイント増加した。

また、法第 57 条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質を使用している事業所のうち、安全データシート(SDS)が譲渡・提供元からすべて交付されている事業所の割合は 67.1%となっている。なお、前回調査と共通する産業で集計を行ったところ、62.1%から 68.6%となっており、6.5 ポイント増加した。(第3表)

第3表 安全データシート(SDS)の交付状況別事業所割合

区 分	該当する化学物質を使用している事業所 ¹⁾²⁾		安全データシート (SDS) の交付状況				
			すべて交付されている	一部交付されている	譲渡・提供元に対し、求めた場合には交付されている	譲渡・提供元に対し、求められても交付されない場合がある	全く交付されていない
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質							
(産業計)	[17.4]	100.0	72.7	10.4	12.2	0.3	2.7
鉱業、採石業、砂利採取業	[11.6]	100.0	77.2	7.5	4.3	-	11.0
建設業	[9.4]	100.0	64.0	10.0	19.6	-	-
製造業	[29.6]	100.0	75.8	10.0	11.6	0.4	1.5
電気・ガス・熱供給・水道業（電気業に限る。）	[64.3]	100.0	92.6	0.8	5.9	-	-
運輸業、郵便業（道路貨物運送業に限る。）	[1.5]	100.0	90.9	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業（獣医業に限る。）	[10.4]	100.0	14.2	6.4	7.8	-	58.9
生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業に限る。）	[12.8]	100.0	74.0	8.0	10.7	-	2.0
医療、福祉（病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附帯するサービス業に限る。）	[7.7]	100.0	46.6	17.7	11.3	0.4	23.0
サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。）	[22.4]	100.0	77.3	12.0	8.0	-	1.8
(参考) ³⁾							
令和元年	[19.0]	100.0	74.5	10.0	12.2	0.3	1.3
平成26年	[19.8]	100.0	68.2	11.2	15.9	0.2	4.5
労働安全衛生法第57条の2に該当しないが、危険有害性がある化学物質							
(産業計)	[10.8]	100.0	67.1	11.6	15.2	0.2	3.9
鉱業、採石業、砂利採取業	[8.6]	100.0	84.3	13.0	2.6	-	-
建設業	[5.9]	100.0	60.4	6.1	23.5	-	2.6
製造業	[18.9]	100.0	69.2	12.2	14.9	0.2	2.6
電気・ガス・熱供給・水道業（電気業に限る。）	[46.8]	100.0	89.5	3.7	5.2	-	-
運輸業、郵便業（道路貨物運送業に限る。）	[-]	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業（獣医業に限る。）	[8.8]	100.0	9.3	15.2	13.2	-	54.7
生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業に限る。）	[7.7]	100.0	65.0	-	29.4	-	5.6
医療、福祉（病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附帯するサービス業に限る。）	[3.6]	100.0	39.3	26.6	2.9	-	30.7
サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。）	[14.9]	100.0	76.0	8.5	9.9	0.7	1.3
(参考) ³⁾							
令和元年	[12.0]	100.0	68.6	10.9	15.8	0.2	2.6
平成26年	[18.0]	100.0	62.1	13.5	18.7	0.4	5.2

注:1) []は、全事業所のうち、「該当する化学物質を使用している事業所」の割合である。

2) 「該当する化学物質を使用している事業所」には、「安全データシート (SDS) の交付状況不明」を含む。

3) (参考)は、前回(平成26年)調査と比較できるように、共通する産業で集計を行った数値である。

2 化学物質におけるリスクアセスメントに関する事項

化学物質を取り扱って(製造、譲渡・提供、使用)いる事業所のうち、リスクアセスメントを実施している事業所の割合は77.2%となっている。

リスクアセスメントの方法をみると、「作業環境測定による方法」が22.3%と最も多く、次いで「コントロール・バンディング」が18.1%となっている。(第4表)

第4表 リスクアセスメントの実施の有無及びリスクアセスメントの方法別事業所割合

(単位：%)

区 分	化学物質を取り扱って (製造、譲渡・提供、 使用)いる事業所 ¹⁾²⁾³⁾		リスクアセ スメントを 実施してい る	リスクアセスメントの方法			
				マトリッ クス法	数値化法	枝分かれ図 を用いた 方法	コントロ ール・バン ディング
(産業計)	[20.6]	100.0	77.2	13.7	10.4	1.3	18.1
鉱業、採石業、砂利採取業	[17.6]	100.0	75.8	11.7	20.9	-	22.6
建設業	[11.2]	100.0	77.8	15.7	11.4	6.7	26.1
製造業	[35.0]	100.0	78.0	14.3	10.8	0.6	18.1
電気・ガス・熱供給・水道業(電気業に限る。)	[68.0]	100.0	84.9	16.2	28.7	-	24.8
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る。)	[2.1]	100.0	85.1	24.8	-	-	23.2
学術研究、専門・技術サービス業(獣医学に限る。)	[12.7]	100.0	51.9	-	5.2	-	-
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯業に限る。)	[16.4]	100.0	67.7	4.1	9.5	2.6	10.9
医療、福祉(病院、一般診療所、歯科診療所及び 医療に附帯するサービス業に限る。)	[8.4]	100.0	64.1	2.2	0.6	0.2	7.0
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理 業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。)	[27.1]	100.0	79.6	12.2	14.4	-	13.0

区 分	リスクアセスメントの方法					リスクアセ スメントを 実施してい ない
	クリエイ ト・シンプ ル	作業環境 測定に よる方法	個人サンプ ラーを用い た個人ばく 露測定	検知管に よる方法	その他	
(産業計)	1.5	22.3	0.4	0.5	8.9	20.9
鉱業、採石業、砂利採取業	3.6	10.1	-	-	6.8	24.2
建設業	0.9	5.7	1.3	-	10.0	19.6
製造業	1.6	23.0	0.3	0.6	8.9	20.2
電気・ガス・熱供給・水道業(電気業に限る。)	-	2.5	-	-	12.8	15.1
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る。)	-	23.2	-	-	13.9	14.9
学術研究、専門・技術サービス業(獣医学に限る。)	16.8	15.6	5.2	-	9.1	48.1
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯業に限る。)	-	27.5	-	-	13.0	28.1
医療、福祉(病院、一般診療所、歯科診療所及び 医療に附帯するサービス業に限る。)	0.5	52.0	-	1.0	0.6	35.3
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理 業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。)	2.9	22.5	0.7	0.8	13.0	18.3

注：1) []は、全事業所のうち、「該当する化学物質を取り扱って(製造、譲渡・提供、使用)いる事業所」の割合である。

2) 「該当する化学物質を取り扱って(製造、譲渡・提供、使用)いる事業所」とは、労働安全衛生法第57条に該当する、同法第57条の2に該当する又はこれらには該当しないが危険有害性がある化学物質を取り扱っている事業所をいう。

3) 「該当する化学物質を取り扱って(製造、譲渡・提供、使用)いる事業所」には、「リスクアセスメントの実施の有無不明」を含む。

3 有害業務に関する事項

(1) 有害業務の状況

作業方法や作業環境の管理が適切に行われていないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務(以下「有害業務」という。)がある事業所の割合は 40.6%となっている。

有害業務の種類(複数回答)をみると、「有機溶剤業務」が 17.6%と最も多く、次いで「粉じん作業」が 14.2%となっている。(第5表)

第5表 有害業務の有無及び種類別事業所割合

区 分	事業所計	有害業務の種類(複数回答)					
		有害業務がある	鉛業務	粉じん作業	有機溶剤業務	特定化学物質を製造又は取り扱う業務	放射線業務
(産業計)	100.0	40.6	1.2	14.2	17.6	9.8	12.5
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	63.1	0.6	56.6	6.3	6.5	2.6
建設業	100.0	30.3	1.2	16.2	13.8	4.1	0.9
製造業	100.0	44.8	2.1	21.8	28.7	16.1	3.4
電気・ガス・熱供給・水道業(電気業に限る。)	100.0	70.2	-	18.5	27.6	55.3	8.0
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る。)	100.0	8.5	-	1.0	0.7	0.5	0.0
学術研究、専門・技術サービス業(獣医学に限る。)	100.0	85.4	-	1.3	8.5	8.5	85.4
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯業に限る。)	100.0	20.0	-	-	15.8	5.6	-
医療、福祉(病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附帯するサービス業に限る。)	100.0	77.5	-	1.2	4.9	7.8	76.3
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。)	100.0	40.8	1.4	14.9	23.7	14.2	1.7

区 分	有害業務の種類(複数回答)						有害業務がない
	除染等業務、特定線量下業務	強烈的な騒音を発する場所における業務	振動工具による身体に著しい振動を与える業務	紫外線、赤外線にさらされる業務	重量物を取り扱う業務	酸素欠乏のおそれがある業務	
	(産業計)	0.2	3.6	5.7	2.9	8.2	
鉱業、採石業、砂利採取業	0.6	13.5	11.4	8.1	8.0	3.4	36.9
建設業	0.6	3.7	13.2	4.9	13.5	13.6	69.7
製造業	0.1	5.9	5.1	3.6	8.1	3.8	55.2
電気・ガス・熱供給・水道業(電気業に限る。)	1.5	16.9	5.8	5.9	12.6	38.5	29.8
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る。)	-	-	-	0.0	6.4	0.3	91.5
学術研究、専門・技術サービス業(獣医学に限る。)	-	1.3	0.7	-	2.0	-	14.6
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯業に限る。)	-	-	-	-	0.7	0.4	80.0
医療、福祉(病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附帯するサービス業に限る。)	-	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	22.5
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。)	0.5	4.0	8.5	4.5	12.6	11.8	59.2

(2) 作業環境測定状況

「鉛業務」、「粉じん作業」、「有機溶剤業務」、「特定化学物質を製造又は取り扱う業務」、「酸素欠乏のおそれがある業務」がある事業所のうち、作業環境測定を行うべき作業場がある事業所の割合は、「鉛業務」40.0%、「粉じん作業」47.2%、「有機溶剤業務」57.9%、「特定化学物質を製造又は取り扱う業務」61.9%、「酸素欠乏のおそれがある業務」46.8%となっている。

そのうち、過去1年間(平成30年10月1日から令和元年9月30日までの期間)に作業環境測定を実施した事業所の割合は、「鉛業務」85.3%、「粉じん作業」86.2%、「有機溶剤業務」89.5%、「特定化学物質を製造又は取り扱う業務」93.1%、「酸素欠乏のおそれがある業務」95.9%となっている。なお、前回調査と共通する産業で集計を行ったところ、「粉じん作業」は80.4%から86.7%、「有機溶剤業務」は83.3%から89.6%、「特定化学物質」は90.2%から92.2%となっており、いずれも増加した。

作業環境測定を実施した事業所の測定評価(複数回答)をみると、「作業環境管理が適切である(管理区分Ⅰ)」の作業場がある割合は、「鉛業務」92.0%、「粉じん作業」86.0%、「有機溶剤業務」90.0%、「特定化学物質を製造又は取り扱う業務」92.8%となっている。(第6表)

第6表 作業環境測定実施の有無及び測定評価別事業所割合

(単位:%)

区 分	作業環境測定を行うべき作業場がある事業所 ¹⁾²⁾		過去1年間に作業環境測定を実施した ³⁾		作業環境測定評価(複数回答)			過去1年間に作業環境測定を実施していない
					作業環境管理が適切である(管理区分Ⅰ)	作業環境管理に改善の余地がある(管理区分Ⅱ)	作業環境管理が適切でない(管理区分Ⅲ)	
鉛業務	[40.0]	100.0	85.3	(100.0)	(92.0)	(11.1)	(3.2)	12.7
粉じん作業 (参考) ⁴⁾	[47.2]	100.0	86.2	(100.0)	(86.0)	(18.3)	(6.6)	13.6
令和元年	[47.0]	100.0	86.7	(100.0)	(85.8)	(18.5)	(6.6)	13.0
平成26年	[51.7]	100.0	80.4	(100.0)	(89.0)	(13.4)	(7.8)	19.2
有機溶剤業務 (参考) ⁴⁾	[57.9]	100.0	89.5	(100.0)	(90.0)	(10.6)	(3.5)	10.4
令和元年	[57.9]	100.0	89.6	(100.0)	(90.1)	(10.5)	(3.7)	10.3
平成26年	[66.5]	100.0	83.3	(100.0)	(88.6)	(12.7)	(5.0)	16.5
特定化学物質 (参考) ⁴⁾	[61.9]	100.0	93.1	(100.0)	(92.8)	(8.8)	(3.9)	6.6
令和元年	[61.6]	100.0	92.2	(100.0)	(92.0)	(9.2)	(4.2)	7.5
平成26年	[66.0]	100.0	90.2	(100.0)	(88.7)	(11.3)	(5.6)	9.8
酸素欠乏のおそれがある業務	[46.8]	100.0	95.9	(...)	(...)	(...)	(...)	1.8

注: 1) []は、それぞれの有害業務がある事業所のうち、「作業環境測定を行うべき作業場がある事業所」の割合である。

2) 「作業環境測定を行うべき作業場がある事業所」には、「作業環境測定の実施の有無不明」を含む。

3) 「過去1年間に作業環境測定を実施した」には、「測定評価不明」を含む。

4) (参考)は、前回(平成26年)調査と比較できるように、共通する産業で集計を行った数値である。

【個人調査】

1 健康に影響を与えるおそれのある業務に関する事項

(1) 有害業務の従事状況

労働者の有害業務への従事状況をみると、有害業務に従事している労働者の割合は29.7%となっている。

有害業務の種類(複数回答)別にみると、「有機溶剤を取り扱う場所での業務」が14.7%と最も多く、次いで「粉じんが発生する場所での業務」10.8%となっている。

また、「鉛を取り扱う場所での業務」、「粉じんが発生する場所での業務」、「有機溶剤を取り扱う場所での業務」、「特定化学物質を製造又は取り扱う場所での業務」(以下「主要有害業務」という。)のいずれかに従事している労働者の割合は、22.2%となっている。(第7表)

第7表 有害業務の従事の有無及び種類別労働者割合

(単位:%)

区 分	労働者計 ¹⁾	有害業務に従事している	有害業務の種類(複数回答)					
			鉛を取り扱う場所での業務	粉じんが発生する場所での業務	有機溶剤を取り扱う場所での業務	特定化学物質を製造又は取り扱う場所での業務	放射線にさらされる場所での業務	除染等業務、特定線量下業務
(年齢階級計) ³⁾	100.0	29.7	1.4	10.8	14.7	6.7	5.1	0.1
20歳未満	100.0	42.4	1.2	7.7	32.0	26.7	-	-
20～29歳	100.0	35.8	2.0	13.2	15.7	5.9	9.0	0.3
30～39歳	100.0	36.7	1.7	12.9	18.1	9.7	8.2	0.1
40～49歳	100.0	32.3	1.5	12.8	16.4	7.4	4.0	0.1
50～59歳	100.0	23.0	1.2	8.3	11.6	4.8	3.1	0.0
60歳以上	100.0	12.9	0.4	2.7	7.1	2.1	1.6	-
(就業形態)								
正社員	100.0	30.7	1.6	11.8	15.5	7.2	4.9	0.1
契約社員	100.0	24.3	0.4	3.8	11.5	2.9	5.8	0.6
パートタイム労働者	100.0	21.2	1.2	4.6	8.0	3.1	7.1	-
派遣労働者	100.0	28.6	0.6	7.6	17.8	9.8	0.6	0.1

区 分	有害業務の種類(複数回答)						有害業務に従事していない
	強烈な騒音を発する場所での業務	振動工具による身体に著しい振動を与える業務	紫外線、赤外線にさらされる業務	重量物を取り扱う業務	酸素欠乏のおそれがある業務	(再掲) 主要有害業務 ²⁾	
(年齢階級計) ³⁾	4.3	2.8	1.4	7.6	3.5	<22.2>	57.9
20歳未満	4.5	-	-	4.9	0.8	<40.2>	47.3
20～29歳	6.7	3.9	1.8	10.5	3.2	<24.1>	54.6
30～39歳	6.1	3.6	1.7	9.6	3.7	<26.6>	53.0
40～49歳	4.1	3.2	1.7	8.5	5.0	<25.0>	55.6
50～59歳	3.0	2.2	1.1	5.3	2.9	<18.0>	64.6
60歳以上	1.2	0.6	0.3	2.4	0.8	<9.5>	65.4
(就業形態)							
正社員	4.5	3.2	1.7	8.2	4.0	<23.6>	56.5
契約社員	2.7	1.3	0.1	4.1	1.4	<15.1>	69.2
パートタイム労働者	1.8	0.1	0.1	3.8	0.3	<10.8>	64.7
派遣労働者	8.6	2.6	0.5	6.5	0.7	<23.8>	65.1

注:1) 「労働者計」には、「有害業務の従事の有無不明」を含む。

2) 「主要有害業務」とは、「鉛を取り扱う場所での業務」、「粉じんが発生する場所での業務」、「有機溶剤を取り扱う場所での業務」、「特定化学物質を製造又は取り扱う場所での業務」のいずれかに従事する労働者の割合である。

3) 「年齢階級計」には、「年齢階級不明」を含む。

(2) 有機溶剤の人体に及ぼす作用等の認識

有機溶剤を取り扱う場所での業務に従事している労働者について、有機溶剤の人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項及び中毒が発生した時の応急措置の方法等の認識状況別にみると、「よく知っている」が24.6%、「大体知っている」が53.0%となっている(第8表)。

第8表 有機溶剤の人体に及ぼす作用等の認識状況別労働者割合

(単位:%)

区 分	有機溶剤を取り扱う場所での業務に従事している労働者 ¹⁾²⁾		有機溶剤の人体に及ぼす作用や中毒発生時の応急措置の方法			
			よく知っている	大体知っている	あまり知らない	全く知らない
(年齢階級計)	[14.7]	100.0	24.6	53.0	13.0	3.5
20歳未満	[32.0]	100.0	8.3	19.0	72.7	-
20～29歳	[15.7]	100.0	25.5	50.8	19.9	0.5
30～39歳	[18.1]	100.0	21.8	54.2	10.2	7.9
40～49歳	[16.4]	100.0	23.4	54.5	12.7	1.8
50～59歳	[11.6]	100.0	34.5	53.7	8.8	0.7
60歳以上	[7.1]	100.0	16.0	54.4	2.3	11.5
(就業形態)						
正社員	[15.5]	100.0	25.7	53.1	13.0	2.7
契約社員	[11.5]	100.0	24.2	45.1	5.9	6.4
パートタイム労働者	[8.0]	100.0	7.7	40.4	28.7	17.8
派遣労働者	[17.8]	100.0	11.3	76.8	2.9	6.4

注: 1) []は、全労働者のうち、「有機溶剤を取り扱う場所での業務に従事している労働者」の割合である。

2) 「有機溶剤を取り扱う場所での業務に従事している労働者」には、「有機溶剤の人体に及ぼす作用等の認識状況不明」を含む。

2 化学物質に関する事項

(1) 化学物質におけるリスクアセスメントの認知状況等

主要有害業務のいずれかに従事している労働者のうち、化学物質におけるリスクアセスメントを知っている労働者の割合は 64.4%となっている。

そのうち、所属する事業所がリスクアセスメントを実施していることを知っている労働者の割合は 93.2%となっている。(第9表)

第9表 化学物質におけるリスクアセスメントの認識の有無、事業所における実施状況別労働者割合

(単位:%)

区 分	主要有害業務に従事している労働者 ¹⁾²⁾		化学物質におけるリスクアセスメントを知っている ³⁾		事業所における実施状況			化学物質におけるリスクアセスメントを知らない
					事業所がリスクアセスメントを実施している	事業所がリスクアセスメントを実施していない	事業所がリスクアセスメントを実施しているかどうかわからない	
(年齢階級計) ⁴⁾	[22.2]	100.0	64.4	(100.0)	(93.2)	(1.9)	(4.8)	23.4
20歳未満	[40.2]	100.0	92.6	(100.0)	(97.1)	(-)	(1.2)	5.7
20～29歳	[24.1]	100.0	59.0	(100.0)	(94.2)	(0.0)	(5.7)	30.5
30～39歳	[26.6]	100.0	64.5	(100.0)	(95.9)	(2.0)	(2.1)	25.6
40～49歳	[25.0]	100.0	65.1	(100.0)	(89.6)	(1.8)	(8.4)	21.8
50～59歳	[18.0]	100.0	67.1	(100.0)	(94.8)	(3.4)	(1.8)	20.6
60歳以上	[9.5]	100.0	53.1	(100.0)	(93.1)	(1.9)	(3.6)	19.7
(就業形態)								
正社員	[23.6]	100.0	64.6	(100.0)	(92.7)	(2.0)	(5.2)	23.3
契約社員	[15.1]	100.0	58.7	(100.0)	(95.0)	(-)	(1.3)	31.6
パートタイム労働者	[10.8]	100.0	46.4	(100.0)	(99.4)	(-)	(-)	28.7
派遣労働者	[23.8]	100.0	80.7	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	14.9

注:1) []は、全労働者のうち、「鉛を取り扱う場所での業務」、「粉じんが発生する場所での業務」、「有機溶剤を取り扱う場所での業務」、「特定化学物質を製造又は取り扱う場所での業務」のいずれかに従事する労働者の割合である。

2) 「主要有害業務に従事している労働者」には、「化学物質におけるリスクアセスメントの認識不明」を含む。

3) 「化学物質におけるリスクアセスメントを知っている」には、「事業所における実施状況不明」を含む。

4) 「年齢階級計」には、「年齢階級不明」を含む。

(2) GHSラベル及び安全データシート(SDS)の認知状況

主要有害業務のいずれかに従事している労働者のうち、GHSラベルの絵表示とその意味について知っている労働者の割合は 59.9%、安全データシート(SDS)について知っている労働者の割合は 66.2%となっている(第10表)。

第10表 GHSラベル及び安全データシート(SDS)の認知の有無別労働者割合

(単位:%)

区 分	主要有害業務に従事している労働者 ¹⁾²⁾		GHSラベルの認知状況		SDSの認知状況	
			絵表示とその意味がどのようなものか知っている	絵表示とその意味がどのようなものか知らない	知っている	知らない
(年齢階級計) ³⁾	[22.2]	100.0	59.9	28.9	66.2	22.9
20歳未満	[40.2]	100.0	89.7	8.5	89.7	8.6
20～29歳	[24.1]	100.0	55.8	32.9	57.3	31.4
30～39歳	[26.6]	100.0	61.2	31.3	72.1	20.4
40～49歳	[25.0]	100.0	59.6	28.6	68.0	20.5
50～59歳	[18.0]	100.0	61.5	24.6	65.2	20.9
60歳以上	[9.5]	100.0	50.4	31.2	40.3	43.9
(就業形態)						
正社員	[23.6]	100.0	61.3	27.7	68.6	20.5
契約社員	[15.1]	100.0	37.1	53.4	45.4	45.1
パートタイム労働者	[10.8]	100.0	35.2	41.2	22.7	57.1
派遣労働者	[23.8]	100.0	65.8	29.9	57.2	38.5

注:1) []は、全労働者のうち、「鉛を取り扱う場所での業務」、「粉じんが発生する場所での業務」、「有機溶剤を取り扱う場所での業務」、「特定化学物質を製造又は取り扱う場所での業務」のいずれかに従事する労働者の割合である。

2) 「主要有害業務に従事している労働者」には、「GHSラベルの認知状況不明」及び「安全データシート(SDS)の認知状況不明」を含む。

3) 「年齢階級計」には、「年齢階級不明」を含む。

【ずい道工事現場調査】

1 粉じん抑制対策に関する事項

(1) 粉じん発生源にかかる抑制措置の状況

粉じんが発生する作業箇所がある工事現場の割合は、66.8%となっている。

粉じん発生源の種類(複数回答)別にみると、「ずり積み機等車両系建設機械により積み込み又は積み卸す箇所」が57.4%、「衝撃式削岩機を用いる箇所」が45.8%となっている。(第11表)

そのうち、粉じん発生源にかかる抑制措置がある工事現場の割合は、「衝撃式削岩機を用いる箇所」が96.1%となっている(第12表)。

第11表 粉じん発生の有無及び種類別工事現場割合

(単位:%)

区 分	工事現場計 ¹⁾	粉じん発生源の種類(複数回答)						粉じんが発生する作業箇所がない
		粉じんが発生する作業箇所がある	衝撃式削岩機を用いる箇所	衝撃式削岩機を用いない箇所	ずり積み機等車両系建設機械により積み込み又は積み卸す箇所	コンベアー(ポータブルコンベアーを除く)へ積み卸す箇所	左記以外の粉じん作業箇所	
(トンネルの種類計) ²⁾	100.0	66.8	45.8	26.0	57.4	18.8	29.6	23.5
シールド工法によるトンネル	100.0	37.9	1.0	6.8	21.4	12.6	9.7	51.5
山岳トンネル	100.0	85.3	76.7	37.4	82.8	23.9	41.7	6.1
ナトム工法によるトンネル	100.0	85.8	78.7	36.1	83.9	23.2	42.6	5.8
その他の工法によるトンネル	100.0	75.0	37.5	62.5	62.5	37.5	25.0	12.5
推進工法によるトンネル	100.0	60.0	-	40.0	-	-	20.0	40.0
その他の工法によるトンネル	100.0	100.0	25.0	50.0	50.0	-	75.0	-
平成26年 ³⁾	100.0	66.8	54.0	18.8	60.4	9.7	28.5	33.2

注: 1) 「工事現場計」には、「粉じんが発生する作業箇所の有無不明」を含む。

2) 「トンネルの種類計」には、「トンネルの種類不明」を含む。

3) 平成26年は、令和元年と比較できるように、「ずい道工事現場」のみを集計した数値である。

第12表 粉じん発生源にかかる抑制措置の有無及び内容別工事現場割合

(単位:%)

粉じん発生源の種類	粉じんが発生する作業箇所がある工事現場 ¹⁾²⁾		発生源にかかる抑制措置あり	抑制措置の内容		発生源にかかる抑制措置なし
				湿式型又は湿潤化	非湿式型又は非湿潤化	
衝撃式削岩機を用いる箇所 平成26年 ³⁾	[45.8]	100.0	96.1	78.0	18.1	3.1
	[54.0]	100.0	95.7	72.7	23.0	4.3
衝撃式削岩機を用いない箇所 平成26年 ³⁾	[26.0]	100.0	81.9	36.1	45.8	18.1
	[18.8]	100.0	87.5	50.0	37.5	10.7
ずり積み機等車両系建設機械により積み込み又は積み卸す箇所 平成26年 ³⁾	[57.4]	100.0	76.1	30.8	45.3	22.0
	[60.4]	100.0	78.3	36.7	41.7	18.3
コンベアー(ポータブルコンベアーを除く)へ積み卸す箇所 平成26年 ³⁾	[18.8]	100.0	80.8	55.8	25.0	17.3
	[9.7]	100.0	82.8	48.3	34.5	17.2
上記以外の粉じん作業箇所 平成26年 ³⁾	[29.6]	100.0	84.1	31.7	52.4	14.6
	[28.5]	100.0	89.4	45.9	43.5	8.2

注: 1) []は、全工事現場のうち、「粉じんが発生する作業箇所がある工事現場」の割合である。

2) 「粉じんが発生する作業箇所がある工事現場」には、「発生源にかかる抑制措置の有無不明」を含む。

3) 平成26年は、令和元年と比較できるように、「ずい道工事現場」のみを集計した数値である。

(2) 防じんマスク等の状況

粉じんが発生する作業箇所がある工事現場について、労働者に防じんマスク等を使用させている工事現場の割合は 94.6%となっている。

使用している呼吸用保護具の種類(複数回答)別にみると、「電動ファン付呼吸用保護具(PAPR)」が最も多く 76.2%となっている。(第 13 表)

第 13 表 防じんマスク等の使用の有無及び種類別工事現場割合

(単位:%)

区 分	粉じんが発生する作業箇所がある工事現場 ¹⁾²⁾		防じんマスク等を使用させている ³⁾	呼吸用保護具の種類(複数回答)				防じんマスク等を使用させていない
				取替え式防じんマスク	使い捨て式防じんマスク	電動ファン付呼吸用保護具(PAPR)	その他	
(トンネルの種類計)	[66.8]	100.0	94.6	11.4	12.4	76.2	1.6	2.2
シールド工法によるトンネル	[37.9]	100.0	76.9	33.3	46.2	10.3	-	10.3
山岳トンネル	[85.3]	100.0	99.3	5.0	1.4	95.7	2.2	-
ナトム工法によるトンネル	[85.8]	100.0	99.2	5.3	1.5	95.5	2.3	-
その他の工法によるトンネル	[75.0]	100.0	100.0	-	-	100.0	-	-
推進工法によるトンネル	[60.0]	100.0	100.0	33.3	66.7	33.3	-	-
その他の工法によるトンネル	[100.0]	100.0	100.0	-	25.0	75.0	-	-
平成26年 ⁴⁾	[66.8]	100.0	97.5	11.6	7.0	74.9	0.5	2.5

注: 1) []は、全工事現場のうち、「粉じんが発生する作業箇所がある工事現場」の割合である。

2) 「粉じんが発生する作業箇所がある工事現場」には、「防じんマスク等の使用の有無不明」を含む。

3) 「防じんマスク等を使用させている」には、「呼吸用保護具の種類不明」を含む。

4) 平成 26 年は、令和元年と比較できるように、「ずい道工事現場」のみを集計した数値である。

2 粉じん測定に関する事項

粉じんが発生する作業箇所がある工事現場について、粉じん測定を実施している工事現場の割合は 81.1%となっている。

そのうち、粉じんの測定頻度別にみると、「半月以内に1回」が最も多く 91.3%となっている。(第 14 表)

第 14 表 粉じん測定の実施の有無及び測定頻度別工事現場割合

(単位:%)

区 分	粉じんが発生する作業箇所がある工事現場 ¹⁾²⁾		粉じん測定の実施あり ³⁾	測定頻度					粉じん測定の実施なし
				半月以内に1回	1月以内に1回	2月以内に1回	半年以内に1回	その他	
(トンネルの種類計)	[66.8]	100.0	81.1 (100.0)	(91.3)	(5.3)	(0.7)	(-)	(2.7)	16.8
シールド工法によるトンネル	[37.9]	100.0	23.1 (100.0)	(55.6)	(11.1)	(11.1)	(-)	(22.2)	69.2
山岳トンネル	[85.3]	100.0	97.8 (100.0)	(94.9)	(4.4)	(-)	(-)	(0.7)	1.4
ナトム工法によるトンネル	[85.8]	100.0	97.7 (100.0)	(96.2)	(3.1)	(-)	(-)	(0.8)	1.5
その他の工法によるトンネル	[75.0]	100.0	100.0 (100.0)	(66.7)	(33.3)	(-)	(-)	(-)	-
推進工法によるトンネル	[60.0]	100.0	66.7 (100.0)*	(-)*	(50.0)*	(-)*	(-)*	(50.0)*	33.3
その他の工法によるトンネル	[100.0]	100.0	75.0 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	25.0
平成26年 ⁴⁾	[66.8]	100.0	82.4 (100.0)	(86.0)	(4.9)	(-)	(-)	(8.5)	16.6

注: 1) []は、全工事現場のうち、「粉じんが発生する作業箇所がある工事現場」の割合である。

2) 「粉じんが発生する作業箇所がある工事現場」には、「粉じん測定の実施の有無不明」を含む。

3) 「粉じん測定の実施あり」には、「測定頻度不明」を含む。

4) 平成 26 年は、令和元年と比較できるように、「ずい道工事現場」のみを集計した数値である。

主な用語の説明

「常用労働者」

- ①期間を定めずに雇われている者
- ②1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者をいう。
他社から受け入れた出向者、転籍者も含む。

「派遣労働者」

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づく労働者派遣事業を行う事業所から派遣労働者として受け入れている者をいう。

「労働安全衛生法第57条に該当する化学物質」

爆発性の物、発火性の物、引火性の物等、労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物質として、譲渡・提供者に容器に危険有害性を表示することが義務付けられている化学物質をいう。

「労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質」

譲渡・提供者に安全データシート（SDS）の交付が義務付けられている化学物質をいう。

「労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある（GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく）化学物質」

譲渡・提供者に危険有害性の表示が努力義務とされている化学物質をいう（労働安全衛生規則第24条の14）。

「労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある（GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく）化学物質」

譲渡・提供者に安全データシート（SDS）の交付が努力義務とされている化学物質をいう（労働安全衛生規則第24条の15）。

「GHS分類」

国連が平成15年7月に勧告した「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」における分類をいい、危険有害性がある全ての化学物質が一定の基準に従ってクラス又は区分ごとに分かれている（隔年ごとに改訂）。

ただし、成形品は除かれており、また、医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農薬等については、原則GHSでは表示の対象とされていない。

（GHS：The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の略）

「危険有害性がある化学物質」

GHS分類において危険有害性のクラス又は区分が付いており、譲渡・提供者に安全データシート（SDS（Safety Data Sheet））の交付が努力義務とされている化学物質を

いう（労働安全衛生規則第 24 条の 15）。

「GHSラベル」

化学品を世界的に統一されたルールに従って危険有害性ごとに分類（GHS分類）し、その情報を一目で分かるようにしたラベルの表示をいう。（労働安全衛生法第 57 条）。

<例>



可燃性ガス
エアゾール
引火性液体
可燃性固体
自己反応性化学品



急性毒性
（区分 1～区分 3）



呼吸器感作性
生殖細胞変異原性
発がん性等



急性毒性（区分 4）
皮膚刺激性（区分 2）
眼刺激性（区分 2 A）

「安全データシート（SDS）」

化学物質の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を記載した文書をいう。

なお、SDSは、平成 23 年度までは一般に「MSDS（化学物質等安全データシート）」と呼ばれていたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一され、JIS Z 7253においても「SDS」とされている。

「化学物質に関するリスクアセスメント」

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいう。

「マトリックス法」

「負傷又は疾病の重篤度」と「負傷又は疾病の発生の可能性」をそれぞれ横軸と縦軸とした表（マトリクス）に、あらかじめ重篤度と可能性の度合いに応じたリスクの程度を割り付けておき、見積もり対象となる負傷又は疾病の重篤度に該当する列を選び、次に発生の可能性に該当する行を選ぶことにより、リスクを見積もる方法をいう。

「数値化法」

「負傷又は疾病の重篤度」、「負傷又は疾病の発生の可能性」、「発生する頻度」を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを数値演算（足し算）してリスクを見積もる方法をいう。

「枝分かれ図を用いた方法」

発生可能性と重篤度を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法をいう。

「コントロール・バンディング」

化学物質を取り扱う作業ごとに、「化学物質の有害性」、「物理的形態（揮発性／飛散性）」、「取扱量」の3つの要素の情報から、リスクの程度を4段階にランク分けし、ランクに応じた一般的な管理対策を示すほか、一般に行われる作業については、より具体的な実施事項を示す（管理手段シート）ことができるツールをいう。

「クリエイト・シンプル」

主にサービス業や試験・研究機関など、比較的少量の化学物質取扱事業者に向けた簡易なリスクアセスメントツールで、取り扱い条件（取扱量、含有率、換気条件、作業時間・頻度、保護具の有無等）から推定したばく露濃度とばく露限界値（またはGHS区分情報）を比較する方法をいう。

「作業環境測定による方法」

作業場の定点にポンプ及び捕集剤を設置して測定を行う方法をいう。定常的な作業を行う作業場の測定に適しているが、得られる結果は「場」の気中濃度であり、ばく露濃度ではない。得られた結果は管理濃度と比較してリスクを見積もる。

「個人サンプラーを用いた個人ばく露測定」

実際に個人がばく露する量（ばく露濃度）を呼吸域で把握する方法で、許容濃度等と直接比較してリスクを見積もることが可能であり、かつ許容濃度やTLVが多く設定されている（一定の危険有害性のある化学物質（673物質）の多くが設定されている）。

「検知管による方法」

化学物質などの気中濃度を測定し、ばく露限界値と比較する方法をいう。検知管は測定可能な化学物質が多く、簡単な操作でリアルタイムの気中濃度を測定することが可能であり、専門的な設備・知識がなくても結果を得ることができる。

「鉛業務」

鉛、鉛化合物を取り扱う業務及びその業務を行う作業所の清掃の業務等をいう（労働安全衛生法施行令別表第4に掲げる業務）。

「粉じん作業」

岩石の裁断、研磨加工、粉状物質の袋詰め及び混合等じん肺にかかるおそれがあると認められる作業をいう（じん肺法施行規則別表に掲げる作業）。

「特定化学物質」

ジクロロベンジジン、重クロム酸、ベンゼン、アンモニア等をいう（労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる物質）。

「放射線業務」

エックス線等電離放射線の発生を伴う装置を使用又は検査の業務や放射性物質を装備

している機器を取り扱う業務や坑内における核原料物質の掘採の業務等をいう（労働安全衛生法施行令別表第2に掲げる業務）。

「除染等業務」

除染特別地域等内における①土壌等の除染等の業務、②廃棄物収集等業務、③特定汚染土壌等取扱業務をいう。

「特定線量下業務」

除染特別地域等内における平均空間線量率が事故由来廃棄物により $2.5\mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト毎時）を超える場所において行う放射線業務、除染等業務以外の業務をいう。

「振動工具」

ピストンによる打撃機構を有する工具、内燃機関を内蔵する工具で可搬式のもの、グラインダー、携帯用の皮はぎ機、タイタンパー等をいう。

「紫外線、赤外線にさらされる業務」

電気、ガスによる溶接、切断を行う業務、アーク灯の操作を行う業務、赤外線乾燥装置のそばで強い赤外線にさらされる業務等をいう。

「重量物を取り扱う業務」

おおむね30kg以上のものを取り扱う（人力により担う）業務の他、その取扱いが腰部や四肢等に著しく負担となるようなものを取り扱う業務をいう。

「酸素欠乏のおそれがある業務」

井戸やマンホール内部など、労働安全衛生法施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業を行う業務をいう。

「正社員」

フルタイム勤務で期間を定めずに雇われている者（定年まで雇用される者も含める。）をいう。

「契約社員」

フルタイム勤務で1か月以上の期間を定めて雇われている者をいう。

「パートタイム労働者」

フルタイム勤務の労働者より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働日数が少ない者で、期間を定めず又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいう。

「シールド工法」

シールドとよばれる鋼製の殻によって地山の崩壊を防ぎ、それによって保護された空間内の前面で掘削作業を行い、後部では、覆工作業を繰り返しながらシールドを前進させ、ト

ンネルを掘っていく工法をいう。

「山岳トンネル」

鉄道・道路等にみられる山腹を貫くトンネルをいう。

「ナトム工法」

ロックボルト、吹付けコンクリート等の支保工によりトンネルの周辺地山が本来有する支持力を積極的に活用して、トンネルを掘っていく工法をいう。

「推進工法」

下水道等の管路の施工方法で、鉄筋コンクリート管等の管体自身をジャッキで押し進めながら、管内の掘削を行い、管路を敷設する工法をいう。

「衝撃式削岩機」

ビットに打撃を与えて穿孔(発破等の小孔をうがつこと)する削岩機をいい、ビットの回転と打撃をあわせて行う回転打撃式のものも含む。

「ポータブルコンベアー」

建設工事現場、砂利採取場等で用いられる可搬式のコンベアーをいう。